

9. 市民の意見を聴く会での市民の意見(議会基本条例立案部会)

番号	分類	ご意見及び理由	市議会の考え方	対応
1	第1条 (目的)	「住民の福祉」とはどこまでを含むのか。防災や経済のことは考えないのか。	地方自治法に規定された地方公共団体の目的が「住民の福祉の増進」です。ここで言う「福祉」とは狭義の福祉サービス給付ではなく、防災や経済も含めた広義の福祉社会の実現を意味しています。	質問
2	第2条 (議会の活動原則)	(2)に「議員間の合意形成」とあるが、合意形成を重視するなら過半数議決でなく8割にハードルを上げるべき。	地方自治法第116条では、「過半数議決の原則」が定められています。さらに多くの賛成が必要な議題としては、同法に「議員の除名」や「秘密会の議決」などが制限列挙されており、全ての議題を特別多数議決とすることはできないと考えます。しかし「議員間の合意形成」が望ましいため、努力義務として規定しています。	反映しない
3	第2条 (議会の活動原則)	(4)の「ソーシャル・インクルージョン」は時代の流行り言葉にすぎない。皆にわかる言葉を使うべき。	「ソーシャルインクルージョン」は普遍的な理念と考えていますが、ご意見を踏まえ解説の中で用語説明を行います。	解説に反映
4	第2条 (議会の活動原則)	(4)の「ソーシャル・インクルージョン」は、国立にあっていて。これを機会に子どもたちにも考えてほしいテーマである。	市民と手をたずさえ、市民に開かれた議会を実現するプロセスの中で、子ども達とともにソーシャルインクルージョン理念の実現を考えていきます。	今後の検討
5	第2条 (議会の活動原則)	(4)の「ソーシャル・インクルージョン」は一般化した言葉・理念か。具体的に議会でどうするかが今後の課題と思う。	理念を実現するために議会として具体的に何ができるのか、今後、検討していきます。	今後の検討
6	第2条 (議会の活動原則)	(4)の「ソーシャル・インクルージョンの理念に配慮」について。社会的弱者に対する政策を決めたら、当事者にきちんと知らせてほしい。	議事機関として、どのようなケースにどのような方法で当事者に知らせていくことができるのか、不断に検討していきます。	今後の検討
7	第2条 (議会の活動原則)	(4)の「ソーシャル・インクルージョンの理念に配慮」について。声を上げない人、上げにくい人に議員が意見を聴きに出て、声なき声を掘り起こしてほしい。	ソーシャルインクルージョンの理念では、声を上げられない当事者に対して、直接出向いて支援するアウトリーチの手法が重要になります。議会が市民の中に入って声なき声を地域の課題として掘り起こし、解決していけるように、具体的な運用方法を検討していきます。	今後の検討
20	第2条 (議会の活動原則)	監査機能の強化を。	執行機関を監視するという意味では、第2条(議会の活動原則)に監視機能を追加しました。また、地方自治法第98条第2項の議会の監査については、必要に応じて執行することになります。	参考

9. 市民の意見を聴く会での市民の意見(議会基本条例立案部会)

8	第3条 (議員の活動原則)	「ふさわしい品位」「高い見識」「倫理」とは思い上がっている。このようなことを書くこと自体が恥ずかしい。政治倫理については、別に政治倫理条例をきちんとつくるべき。(3)に規定する必要はない。人権に配慮するという言葉でよいのではないか。(3)「品位・見識・倫理」条項で、議会におけるセクハラやパワハラ防止や解決になるのか。再検討すべき。	現状、政治倫理条例がないので、本条例で政治倫理を規定しています。単独条例を制定するのは、今後の課題です。	今後の検討
9	第5条 (市民参加による議会の政策形成)	「政策提言」と「政策提案」の違いは何か。	暮らしや身の回りの地域の要望等を「提言」とし、市の計画や条例化等により進めるものを「提案」としました。	質問
10	第5条 (市民参加による議会の政策形成)	大学があることが国立のまちの特色になっている。「市民」の定義・対象に大学生を入れるべきではないか。	「市民」を定義するにあたり、「在学」も入れていきま	反映
11	第5条 (市民参加による議会の政策形成)	在学者・在勤者もいれるのが、地方自治法上の「住民」ではないか。	す。 地方自治法に規定する「住民」は「住所を有するもの」であり、国籍や選挙権、法人を問いませんが、在学者・在勤者は「住民」には含まれません。	質問
12	第5条 (市民参加による議会の政策形成)	市長提案の議案を審議する際に、市民が発言する機会を制度化すべき。	議案に関わる方や専門家の市民などに発言していただく貴重な機会として、公聴会や参考人の制度を必要に応じて積極的に活用していきます。	参考
13	第5条 (市民参加による議会の政策形成)	(2)の意見交換会は、結果報告ではなく事前説明の場であることが必要。	結果報告ではなく事前説明とし、ご意見を生かしていく会としていきます。	参考
14	第5条 (市民参加による議会の政策形成)	“住民投票”に対して議会はどう対応するのか。	住民投票については、議員間でもさまざまな意見があるため、市議会としての回答は控えさせていただきます。	参考
15	第6条 (広報広聴委員会)	広報広聴委員会はどのように機能するのか。「議会だより」とどう違うのか。	議会だより等の広報活動とともに、市民の意見を聴く会など、広聴活動を充実するための委員会です。詳細な必要事項は、別に規程を設けます。	質問
16	第7条 (議会と市長等との関係)	市長等の反問権があると、うかつに質問できなくなる恐れがあるのではないか。	反問とは論点を整理するため逆に質問することであり、議員の質問を制限するものではありません。	質問

9. 市民の意見を聴く会での市民の意見(議会基本条例立案部会)

17	第7条 (議会と市長等との関係)	議会(の決議)と市長等の意思(市政の方向性)が異なった場合、どう考えるのか。市民の代表としての意見が優先されるべきではないか。	二元代表制のもとで、議事機関である議会と執行機関である市長は、それぞれの立場で住民意思を代表しているといえます。地方自治法第92条に基づく議決は、それ自体が「市の意思」となるため市長の意思に優先しますが、その他の議決はあくまで議会という機関の意思に留まり、市長の意思との間に優劣関係はありません。	質問
18	第7条 (議会と市長等との関係)	「反論」と「反問」は違うのか。	「反論」は、質問者(議員)の意思に反対することを答えることです。「反問」は、議員の意思への賛否に関係なく、議員に対して逆に質問することです。	質問
19	第7条 (議会と市長等との関係)	現在でも市長は反問しているのではないか。条例に「反問権」を盛り込むことで議会が変わるとは思えない。	会議規則上、現在は答弁者が質問者に反問することは規定されていません。答弁の流れの中で反問するような発言があったとしても、議員は問いに答える責任も義務もありません。条例に基づく反問権を行使することになれば、議員の側に答える責任が生じます。	質問
21	第11条(行政計画の報告及び調査)	「介護保険基本計画」「障害者福祉基本計画」その他の行政計画に市民参加をより進めてほしい。	議会基本条例第11条は、行政計画の策定等において議会と市当局との関係を記したものであります。したがって、行政計画における市民と市当局との関係を記したものではありません。しかしながら、市民からこのような意見があったことは議会としてしっかり受け止め、市当局にお伝えさせていただきます。	参考
22	第12条 (会議の公開)	本会議だけでなく委員会もインターネット配信をしてほしい	前向きに検討していきます。	今後の検討
23	第12条 (会議の公開)	「議会報告」を早く出してほしい。	前向きに検討していきます。	今後の検討
24	第12条 (会議の公開)	「会議記録」とあるが、「会議録」は本会議のみを指すので、「議事録」ではないか。	ご指摘を踏まえ、本会議・委員会とも共通の「記録」とします。	反映
25	第13条 (討議の原則)	議員間討議は具体的にどのように行うのか。	条例では委員会を中心に行うこととしていますが、具体的にどのように行うかについては、今後、自由討議のルールをつくる中で検討します。	今後の検討
26	第13条 (討議の原則)	議員間討議は交通整理をする人(議長・委員長)の力量が問われる。	ご指摘のとおりです。	参考
27	第13条 (討議の原則)	議員間討議は活発な議論になるのか。一人一人が問題意識をもつことが大切。	活発な議論になると考えております。	参考

9. 市民の意見を聴く会での市民の意見(議会基本条例立案部会)

28	第13条 (討議の原則)	議員間討議に市長も入れた方がよいのではないか。	「議員間」討議なので、市長や職員(出席説明員)が討議に参加することはできません。	反映しない
29	第13条 (討議の原則)	「自由な討議を尽くす」とは、どういうことか。自由討議で議論が活発になると、終わらないのではない	決められた時間の中でできる限りの議論をしていきたいと考えております。	質問
30	第14条 (議長及び副議長)	議長は議題については議論できないのに、中立公平であるべき議長が所信表明するのは違和感がある。	所信表明とは、候補者が議長としての議会運営についての所信を表明することであり、個別議題について意思を表明することではありません。	反映しない
31	第14条 (議長及び副議長)	議長に立候補した人の所信表明が同じような意見で重なったときは、どうするのか。	議長選挙の手続きは、候補者の所信表明の内容には影響されません。所信表明を聞いた議員一人一人の責任で投票します。	質問
32	第15条 (議会運営委員会及び協議の場)	会派会議と会派代表者会議には一人会派も参加できるのか。	会派会議は一人会派も参加できますが、会派代表者会議は2人以上の会派が参加することになっています。今後、会派についての規程を策定する中で検討します。	質問
33	第17条 (専門的知見の活用)	学識経験者は誰であれ一方的な立場であり、信用できない。適切な専門家の人選ができるのか。誰がどのような立場の人を選ぶのか。公平性をいかに	専門的知見を有する者の選定は、一つの意見に偏らぬよう公平、公正に行います。また、その旨を「条例の趣旨及び解説」の中に明記します。	趣旨及び解説に反映
34	第17条 (専門的知見の活用)	17条と18条の違いは何か。17条の方に「諮問」が入っていないのはなぜか。	17条は諮問機関ではなく専門家に調査を依頼でき、18条は審議会などの機関に諮問することができるという違いです。	質問
35	第18条 (附属機関の設置)	議会の附属機関は本当に必要か。時期尚早ではないか。	議会内の附属機関は法律には規定されていません。今後、審議会が具体的に必要となったときに、個別条例を定めることにより設置できるよう、基本条例に諮問機関を設置できる旨、規定します。	反映しない
36	第18条 (附属機関の設置)	附属機関はシンクタンクとなるが、議会費の増額にならないか。	基本条例では附属機関の設置根拠を規定したものであり、どのような附属機関が設置されるかは未定です。個々の附属機関の位置づけや委員人数、会議開催回数や会議時間にもよりますが、一般的には委員報酬や会議録作成費などが想定されます。	質問
37	第18条 (附属機関の設置)	執行部の附属機関とどう違うのか。	立法や行政監視機能を持つ議事機関における附属機関になりますので、執行機関における附属機関と位置づけや委員構成、諮問内容などが、異なることになります。	質問

9. 市民の意見を聴く会での市民の意見(議会基本条例立案部会)

38	第18条 (附属機関の設置)	議会には地方自治法では附属機関は置けないのではないか。	地方自治法では「執行機関に置く」とあり、議会に「置けない」とはありません。法律ではなく条例に設置根拠を置く附属機関を設置できるようにするための規程です。	質問
39	第18条 (附属機関の設置)	附属機関が出した意見が、市民総体の意見と対立したり、少数者の意見を封じ込めることになる危険性をどう考えるか。委員の人選の公平性・公正さをどう確保するのか。	附属機関が出す意見と市民の意見の違いがあっても、公平、公正性の確保に努めます。また、附属機関の設置条例制定の際に、公平・公正性が確保できるよう努めます。	質問
40	第20条 (適正な議会費の確保)	「適正な議会費」の目安はあるのか。	地方自治体における人口、財政規模によって、予算全体に対する議会費の割合というのは各自治体で大きく異なるものであります。したがって、『適正な議会費』というものは一概に言い表すことができません。しかしながら、国立市における『適正な議会費』ということのをこれまでの議会改革においても検証を続けており、今後も時代情勢や近隣市の状況を踏まえつつ検討をしていきたいと考えております。	質問
41	第22条 (政務活動の充実)	行政視察の報告など、議会費の透明性がはかられていない。	行政視察の報告は「くにたち市議会」という冊子で報告しており、ウェブサイトにも掲載しております。また、議会費がどのように執行されたかについては、決算書や事務報告書にも記載しておりますが、さらに透明性が確保できるよう努めます。	今後の検討
42	第23条 (議会事務局体制の強化)	議会事務局は何人いるのか。議会が開催されない月が多いが、議会事務局は必要か。	平成26年度は、正規職員7人、非正規職員2人です。議会事務局の会期中以外の主な業務としては、閉会中の委員会等の運営事務や会議録の調製、市議会だよりの編集事務などがあり、議員同様閉会中もさまざまな業務に従事しています。	質問
43	第25条 (議員定数)	議員定数は市民意見を反映するために減らさないでほしいと思っていたが、定数そのものは議会基本条例に定めないことを初めて知った。多くの市民も誤解していると思う。	定数は議員定数条例に定めています。	反映済み
44	第28条 (見直し手続き)	条例の見直しにも第三者機関や市民の参加が必要ではないか。	見直しに当たり、どのように第三者機関や市民の意見を活用していくか検討していきます。	参考

9. 市民の意見を聴く会での市民の意見(議会基本条例立案部会)

45	条例全体	議会基本条例より先に取り組むべきことがあるのではないかと。やるべきことができていないのに、新しいことをできるはずがない。実際にできていないことを条例化しても、使わないハコモノと同じではないか。基本条例づくりにたいぶ手間ひまをかけているが、誰のために条例をつくるのか。	議会基本条例は、住民福祉の増進を目的として制定した条例です。すでに実施している事項や今後実施をめざす事項も含め、条例化することでその意義が増していくと考えます。	参考
46	条例全体	市民に見えるかたちで条例をつくってほしい。	市民の意見を聴く会やパブリックコメントを行うなど、市民に見えるかたちを心がけて条例策定作業を行っています。	反映済み
47	条例全体	基本条例なので、当たり前なことでも記しておいた方がよいと思うが、全体的に「市民に成果を還元する」という視点がないように思える。	第5条(市民参加による議会の政策形成)において、市民意見聴取の多様な方法や、請願・陳情を政策提案と受け止めるなど、市民参加の機会を具体的に保障したことが、「市民の方への成果」と考えております。	反映済み
48	条例全体	基本条例の逐条解説に対しても市民の意見を。	条例の趣旨及び解説は、条文がどのようなことを意図しているのか、どのように運用していくかについて記載したものです。条文制定時にいただいた市民意見が反映された内容となっております。	反映済み
49	条例全体	条文中にカッコは使わない方がよい。	条例を作るにあたり、必要最低限の使用とします。例えば、定義規定や略称規定で使用場合があります。	参考
50	条例全体	通年議会はどう考えているのか。	現在の基本条例立案時には論点としておりませんでした。今後、必要という意見があれば、検討いたします。	参考